

# 予備自衛官補（技能・一般）

～自衛隊未経験者も国に貢献できる～

## 予備自衛官補とは

一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練修了後、予備自衛官として任用する制度です。国民の皆さんが自衛隊に接する機会を広く設け、防衛基盤の育成・拡大を図るとの視点に立って、将来にわたり、予備自衛官の勢力を安定的に確保し、更に情報通信技術(IT)革命や自衛隊の役割の多様化等を受け、民間の優れた専門技能を有効に活用し得るよう、予備自衛官制度へ公募制（予備自衛官補制度）を導入しました。これにより、自衛官としての勤務歴がない方々でも予備自衛官に任用されるチャンスが拓けたのです。

一般と技能の公募コースがあり、一般公募では、採用年齢に適した皆さんなら、どなたでも応募可能です。また、技能公募では、語学や医療技術、整備などの分野に精通した皆さんが応募することができます。

## 教育訓練

教育訓練は、一般公募が3年以内に50日、合計400時間で履修。技能公募は2年以内に10日間、80時間で履修。なお、詳しくは制度の概要とあわせてご確認の上、自衛隊兵庫地方協力本部援護課予備自衛官班までお問い合わせください。

電話番号：078-261-9779（代表）

### 一般公募（教育訓練）

段階	第1段階（20日）				第2段階（20日）			第3段階（10日）		
タイプ	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
課目	精神教育・サービス・体育									
	基本教練		戦闘訓練 格闘	野外勤務	野戦築城 通信 特殊武器防護 野外衛生及び救急法	戦闘訓練	野外勤務		戦闘訓練	
								武器訓練及び射撃		
									実弾訓練	

### 技能公募（教育訓練）

段階	第1段階（5日）	第2段階（5日）
タイプ	技1	技2
課目	精神教育・サービス・体育	
	基本教練	
	野外勤務	武器訓練及び射撃
	特殊武器防護・野外衛生等	実弾訓練
	職務訓練	

## 予備自衛官補教育招集訓練風景



訓練開始式



基本教練



射撃予習



格闘



行進



レンジャー体験訓練



歩哨訓練



障害走路体験訓練



戦闘訓練



訓練修了式

## 待遇等

### 【身分】

非常勤の特別職国家公務員

### 【手当等】

教育訓練招集手当：日額7,900円（教育訓練参加日数分支給）

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて、教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

### 【衣食住】

- (1) 食 事：教育訓練招集間は無料支給されます。
- (2) 宿 泊：教育訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に起居（無料）することとなります。
- (3) 被服等：教育訓練で使用する作業服等は無償貸与されます。

### 【健康管理・災害補償】

#### (1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

#### (2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

## 教育訓練をサポートします。

基本教練等基本となる訓練の復習を希望される方は教範に基づき『地本本部』等において教育訓練技能向上のためのサポートを実施します。

連絡先：078-261-7779

くわしくは、兵庫地本援護課予備自衛官班までお問い合わせください。

### 予備自衛官補の教育招集訓練を修了されますと

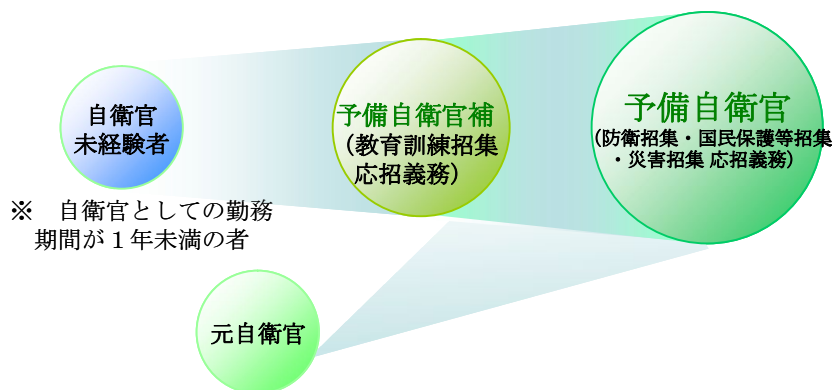
教育訓練修了日（J課程・技能2課程）の翌日に予備自衛官（公募）に任用されます。

くわしくは、予備自衛官のページを拝見ください。

### 予備自衛官とは

普段は、それぞれの職業に従事しながら、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため訓練招集に応じます。

有事には防衛招集に応じて出頭し、後方の警備や後方支援等の任務にあたるとともに、特に必要があると認める場合には、国民保護等招集に応じることとなります。また、平時においても大臣が特に必要と認める場合には、災害招集に応じることとなります。



応募資格等は、募集課ページへ